改正後	改正前
（老齢厚生年金の請求等） **第百十四条**　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（老齢厚生年金の請求等） **第百十四条**　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
〔略〕	〔同上〕
〔略〕	〔同上〕
〔略〕	〔同上〕

附　則

この省令は、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第百二十二号）の施行の日から施行する。

○文部科学省令第四十号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月九日

文部科学大臣　林　芳正

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十二条を除く。）中「同規則」を「同令」に改める。

第四十二条中「まで並びに」を「まで及び」に、「同規則」を「同令」に、「及び第六号、」を「、第六号及び」に改め、「第二項第三号の二」の下に「及び第四号の三」を加え、「及び第三十一条の二第二項まで」を「、第三十一条の二第二項」に改め、「から第四号」の下に「まで」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項、第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百一条の規定に基づき、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（裁定の請求の特例） **第十六条の二**　（略） 2　前項の裁定の請求を行つた場合において、第十七条の二の四第一項の規定により同項の届書を提出しなければならないときは、受給権者は、前項の裁定の請求を行つた後速やかに提出するものとする。	（裁定の請求の特例） **第十六条の二**　（略） 2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　六十五歳に達したときに共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者である場合は、第十七条の六第一項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書類 二　昭和六十年改正法附則第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に該当する者である場合（配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金又は同項第二号に規定する障害共済年金の受給権者であつて、受給権者が特別支給の老齢厚生年金を受ける権利の裁定の請求を行つた時に当該配偶者が当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利の決定を受けていなかつた場合に限る。）は、第十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項各号に掲げる書類